

今年度の更新は

2回!

75歳以上の皆さん

10月から医療費の窓口負担割合に2割が設けられるため、全ての人を対象に保険証を2回に分けて発送します。

緑色の保険証
(現在の保険証)

7月31日まで有効
1割 (非課税・一般)
3割 (現役並み)

薄紅色の保険証
(7月発送)

8月1日～9月30日
の間有効
1割 (非課税・一般)
3割 (現役並み)

だいたい色の保険証
(9月発送)

10月1日から有効
1割 (非課税・一般)
2割 (一定以上所得)
3割 (現役並み)

※有効期限切れの保険証は、個人情報の取り扱いに注意し、処分してください。

後期高齢者医療被保険者証が
新しくなります

【10月1日から】一定以上所得がある人の窓口の負担割合が変わります!

変更点

一定以上の所得のある人は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

【現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除きます】

※住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担となります。

※詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

詳しくはこちら▶



2割の対象は

負担割合の判定

世帯の窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは、被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。

被保険者の住民税の課税所得などが、「現役並み所得(★)」に当てはまるか

当てはまる

当てはまらない

世帯内の被保険者のうち
住民税の課税所得が28万円以上の人がいるか

いない

いる

世帯に被保険者が2人以上いる

1人だけ

2人以上

「年金収入+その他の合計所得」
が200万円以上あるか

「年金収入+その他の合計所得」
の世帯合計が320万円以上あるか

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

★現役並み所得…本人及び同じ世帯にいる被保険者の住民税の課税所得金額が、いずれも145万円以上(そのほかに収入の要件があります。詳しくは、お問い合わせください)

1年間の保険料の計算方法

保険料
(限度額66万円)

||

均等割額
4万2,500円

+

所得割額
(前年の総所得金額等-43万円)
×8.29%
※旧ただし書所得。

※詳しくは、7月に届く保険証に同封される案内をご覧ください。

後期高齢者医療被保険料は、毎年8月に決定し、被保険者に通知します。令和4・5年度の保険料は、左記のように計算されます。

令和4・5年度
後期高齢者医療被保険料

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

※更新のための手続は不要です。

※保険証と認定証は別々に郵送します。

問合せ

国保年金課
高齢者医療担当
☎(55)2754
☎(51)2521